

令和 7 年 1 月 28 日

一宮市職員服務規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年1月28日

一宮市職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第2号

一宮市職員服務規則の一部を改正する規則

一宮市職員服務規則(昭和38年一宮市規則第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(医師の指定) 第10条 第8条の場合 において市長 が必要と認めるときは、その指定する医師 に診断させることができる。	(医師の指定) 第10条 第8条第3項若しくは第8条の2の場 合又は職員が一宮市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例第13条に規定する病気休 暇を取得しようとする場合において市長 が必要と認めるときは、その指定する医師 に診断させることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。